

平成 27 年度

亀岡市一般会計及特別会計予算書

第 1 号議案

平 成 2 7 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 予 算

平成27年度亀岡市一般会計予算

平成27年度亀岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,970,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 市税		千円
		9,445,482
	1 市民税	4,317,099
	2 固定資産税	4,184,953
	3 軽自動車税	187,956
	4 市たばこ税	531,430
	6 入湯税	17,384
2 地方譲与税	7 都市計画税	206,660
		222,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
3 利子割交付金	3 地方揮発油譲与税	67,000
		27,000
4 配当割交付金	1 利子割交付金	27,000
		56,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 配当割交付金	56,000
		27,000
6 地方消費税交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	27,000
		1,385,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 地方消費税交付金	1,385,000
		88,000
9 自動車取得税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	88,000
		52,000
10 地方特例交付金	1 自動車取得税交付金	52,000
		59,000
	1 地方特例交付金	59,000

款	項	金額
1 1 地方交付税		千円 7, 200, 000
	1 地方交付税	7, 200, 000
1 2 交通安全対策特別交付金		17, 000
	1 交通安全対策特別交付金	17, 000
1 3 分担金及び負担金		628, 019
	1 分担金	9, 827
	2 負担金	618, 192
1 4 使用料及び手数料		679, 763
	1 使用料	325, 554
	2 手数料	354, 209
1 5 国庫支出金		5, 086, 430
	1 国庫負担金	3, 479, 029
	2 国庫補助金	1, 585, 015
	3 国庫委託金	22, 386
1 6 府支出金		2, 575, 021
	1 府負担金	1, 261, 023
	2 府補助金	1, 094, 892
	3 府委託金	219, 106
1 7 財産収入		364, 545
	1 財産運用収入	6, 307
	2 財産売払収入	358, 238
1 8 寄附金		3, 300
	1 寄附金	3, 300
1 9 繰入金		1, 541, 625

(3)

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	1, 645
	2 基金繰入金	1, 522, 220
	3 財産区繰入金	10, 450
	4 他会計繰入金	7, 310
2 0 繰越金		1, 000
	1 繰越金	1, 000
2 1 諸収入		244, 315
	1 延滞金加算金及び過料	20, 000
	3 貸付金元利収入	10, 173
	4 受託事業収入	23, 350
	5 収益事業収入	4, 460
	6 雑入	186, 332
2 2 市債		4, 267, 500
	1 市債	4, 267, 500
歳 入 合 計		33, 970, 000

(4)

2 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 327,392
	1 議会費	327,392
2 総務費		3,952,773
	1 総務管理費	2,858,860
	2 徴税費	377,232
	3 戸籍住民基本台帳費	171,030
	4 選挙費	60,099
	5 統計調査費	47,801
	6 監査委員費	35,986
	7 環境交通対策費	401,765
3 民生費		11,973,994
	1 社会福祉費	5,993,945
	2 児童福祉費	4,515,918
	3 生活保護費	1,447,181
	4 災害救助費	16,950
4 衛生費		3,718,082
	1 保健衛生費	1,217,045
	2 清掃費	2,501,037
5 労働費		35,883
	1 労働諸費	35,883
6 農林水産業費		1,227,637
	1 農業費	979,967
	2 農地費	180,800
	3 林業費	64,509

(5)

款	項	金 額
4 水産業費		千円 2,361
	4 水産業費	2,361
7 商工費		321,044
	1 商工費	321,044
8 土木費		3,955,225
	1 土木管理費	29,255
	2 道路橋梁費	1,125,078
	3 河川費	87,045
	4 都市計画費	2,337,592
	5 住宅費	376,255
9 消防費		1,243,591
	1 消防費	1,243,591
10 教育費		3,199,584
	1 教育総務費	371,336
	2 小学校費	1,201,833
	3 中学校費	553,639
	4 幼稚園費	165,630
	5 社会教育費	833,841
	6 保健体育費	73,305
11 災害復旧費		41,362
	1 農林水産施設災害復旧費	41,362
12 公債費		3,943,433
	1 公債費	3,943,433
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		33,970,000

(6)

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	千円 1,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
塵芥処理事業	15,600 〃	〃	〃	〃
一般廃棄物処理施設整備事業	704,500 〃	〃	〃	〃
畜産事業	8,200 〃	〃	〃	〃
土地改良事業	1,000 〃	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	476,300 〃	〃	〃	〃
河川整備事業	37,200 〃	〃	〃	〃
都市計画事業	697,700 〃	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	143,500 〃	〃	〃	〃
消防施設整備事業	16,200 〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	311,400 〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	218,000 〃	〃	〃	〃
過年発生農林水産施設災害復旧事業	5,400 〃	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	300,000 〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,331,000 〃	〃	〃	〃
計	4,267,500			